

○越前町生ごみ減量化推進補助金交付要綱

平成18年6月27日

告示第25号

(目的)

第1条 この補助金は、家庭から排出される生ごみを自主的に減量化及び資源化するため、処理容器購入者に対し、その費用の一部を補助することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上及びごみの減量化による処理経費の低減を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、越前町に住所を有する個人及び越前町に所在する団体で、処理容器を購入して越前町内に設置し、その用途に従って自ら継続的に使用するものとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(交付対象処理容器)

第3条 補助金交付対象となる処理容器は、次のとおりとする。

(1) コンポスト容器 電気を使用せず、発酵や分解などの方法により、生ごみを処理する堆肥化容器をいう。

(2) 密閉容器 前号のうち、密閉のできるふたの付いた容器をいう。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、購入費用の3分の2以内(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、次に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1号に掲げる処理容器については、1世帯につき2個までとし、1個につき10,000円を限度とする。

(2) 前条第2号に掲げる処理容器については、1世帯につき2個までとし、1個につき2,000円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする個人及び団体は、生ごみ減

量化推進補助金交付申請書（様式第1号）（団体については処理容器購入世帯届出書（様式第2号）を添えて）を町長に提出しなければならない。

- 2 この告示による補助金の交付を受けたものは、交付決定及び交付額確定を受けた日から起算して、3年を経過しなければ、前条の補助限度数を超えてこの告示に基づく補助金の交付申請をすることができない。ただし、申請者が、当該処理容器を善良な管理の下に使用したにもかかわらず、機能が果たせなくなると町長が認めた場合はこの限りでない。

（交付の決定通知）

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、生ごみ減量化推進補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知しなければならない。

- 2 補助金交付の決定をする場合は、町長は補助金交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができる。

（請求）

第7条 前条の交付決定を受けた被交付決定等者は、直ちに生ごみ減量化推進補助金交付請求書（様式第4号）を提出しなければならない。

（補助金の返還）

第8条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に関し、必要な事項は、越前町補助金等交付規則（平成17年越前町規則第31号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(越前町生ごみ処理器購入補助金交付要綱の廃止)
- 2 越前町生ごみ処理器購入補助金交付要綱(平成17年越前町告示第39号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この告示の施行日以前に越前町生ごみ処理器補助金交付要綱による補助金の交付決定を受けたことのある個人は、越前町生ごみ減量化推進補助金交付要綱第4条の規定にかかわらず、補助限度基数を1世帯につきコンポスト容器、密閉容器それぞれ2個までとする。
附 則(平成19年3月26日告示第4号)
この告示は、平成19年4月1日から施行する。
附 則(平成26年3月24日告示第5号)
この告示は、平成26年4月1日から施行する。
附 則(令和3年4月1日告示第10号)
この告示は、令和3年4月1日から施行する。
附 則(令和4年12月1日告示第60号)
この告示は、令和4年12月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

越前町長 様

申請者
(団体の場合は団体名と
代表者住所・氏名及び電話番号)
住所
氏名
電話番号

年度生ごみ減量化推進補助金交付申請書

年度越前町生ごみ減量化推進補助金を次のとおり交付されるよう越前町生ごみ減量化推進補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 _____ 円

製品名	基数	単価	金額	内訳	
				個人負担	補助額
	基	円	円	円	円
	基	円	円	円	円
	基	円	円	円	円
	基	円	円	円	円
	基	円	円	円	円
	基	円	円	円	円
	基	円	円	円	円
	基	円	円	円	円

※ 添付書類

(個人の場合)・処理容器購入を証する書類

(団体の場合)・処理容器購入を証する書類

・処理容器購入世帯届出書(様式第2号) 枚

様式第2号(第5条関係)

処理容器購入世帯届出書

団体名 _____

番号	氏名	住所	製品名	購入 基数	金額		
					個人負担	補助額	合計
				基	円	円	円
				基	円	円	円
				基	円	円	円
				基	円	円	円
				基	円	円	円
				基	円	円	円
				基	円	円	円
				基	円	円	円
				基	円	円	円
				基	円	円	円
				基	円	円	円
				基	円	円	円
				基	円	円	円
				基	円	円	円

様式第3号(第6条関係)

越前町指令 越住第 号

申請者
(団体の場合は団体名と代表者住所・氏名)
住 所
氏 名

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度越前町生ごみ減量化推進補助金については、越前町生ごみ減量化推進補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付する。

年 月 日

越前町長

記

- 1 補助金等の交付の対象となる事業及びその内容は 年 月 日付け交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助金等の額は 円とする。
- 3 補助事業者等は次の各号のいずれかに該当するときは、町長の承認を受けなければならない。
(1) 補助事業等の内容又は経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をするとき。
(2) 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。
- 4 この補助事業等は、町の検査及び監査を受けることがある。

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

越前町長 様

申請者
(団体の場合は団体名と
代表者住所・氏名及び電話番号)
住所
氏名
電話番号

年度越前町生ごみ減量化推進補助金交付請求書

年 月 日付け越前町指令 第 号で交付決定の通知があった生ごみ減量化推進補助金について、越前町生ごみ減量化推進補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり請求します。

記

交付金額 _____ 円

振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 協同組合	本店 支店 本所 支所 出張所
預金種別	普通 当座	その他 ()
口座番号		
口座名義人	フリガナ	
	氏名	

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)